

第五回参議院労働委員会會議録第十九号

昭和二十四年五月二十一日(土曜日)午前十時五十分開会

委員の異動

五月二十日(金曜日)委員水橋藤作君の辞任につき、その補欠として千葉信君を議長において選定した。

本日の會議に付した事件

○労働組合法案(内閣提出、衆議院送付)
○労働関係調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山田節男君) これより労働委員会を開会いたします。労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案に対する質疑は、終局をいたしましたので、これより討論に入ります。労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案について御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。尙御意見のある方は討論の段階にお述べ願います。討論の時間につきましては、両案を通じて各委員割当十分以内といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 御異議ないと認めこれより御意見のある方は漸次御発言を願います。

○村尾重雄君 日本社会党は本案に対して修正案を以ておつたのであります。つき、各派との交渉連絡並びに関係当局の了解を得て正式に修正案を出すことにいたしましたのですが、この討

論を通じて私達日本社会党の修正意見を述べたいと思つております。労働組合法に対する社会党の修正は、先ず第一章総則の第一條を現行通りに改める以下原案は全文口語体に書き替へる。

第二條第一号前段として「使用者又はその利益を代表するものの参加を許すもの」を加える。「機密事項に接し」を「機密事項の決定に参画し」と改めまして、「労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの」を「労働者は使用者の利益を代表する者と認められる」と修正、第二項但書中「労働者が使用者との合意に基いて労働時間中に時間又は賃金を失ふことなく組合の會議を開き又は使用者と協議し若しくは交渉すること」と修正、第五條労働組合として設立されたものの取扱に關する項であります。現行法通り届出制とすること主張するものであります。

第五條から第八條まで次の如く修正する。第五條 労働組合の代表者は組合設立の日から二週間以内設立の年月日規約並に役員の名及び住所を都道府縣の長に届け出なければならぬ。

2、前項の規定により届出をした事項に変更を生じたときは二週間以内に都道府縣の長にこれを届出なければならぬ。

3、第一項の規定により届出した労働組合が解散したときはその精算人又はこれに準ずる者はその解散の日から二週間以内にその解散の年月日及

び解散の事由を都道府縣の長に届出なければならぬ。

第六條 労働組合として設立されたものが第二條に該当せず若しくは該当しなくなつたときはこの法律及び労働関係調整法の規定による権利と保護を受ける手続に參與することが出来る。

2、都道府縣の長は前條第一項又は第二項の規定により労働組合として届出したものが第二條に該当せず若しくは該当しなくなつたと認めたときは労働委員会に決議を基いてこれを決定する。

3、労働委員会は労働者、労働組合、使用者若しくはその団体その他の関係者から申請があつたとき又当該都道府縣の長から請求があつたときは労働組合として設定されたものが第二條に該当するかどうかを決定しなければならぬ。

第七條 原案第五條第二項とする。但し第四号中「宗教」を「信條」と修正。

第七号中「すべての財源及び使途」を「すべての収入及び支出」に「職業的に資格がある会計監査人」を「公正な会計監査人」に修正。

第八條都道府縣の長は労働組合として設立されたものの規約が前條に規定する要件を満たさず若しくは満たさなくなつたときは労働委員会の決議に基いてその変更を命ずることが出来る。

第七條第一号通り。

第二号中「雇用する労働者の代表」を

「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」と修正。

第三号但書は第二條第二号但書の修正に準じて修正する。

第四号、労働関係調整法による労働爭議の調整をする場合に労働者が行つた発言、又は労働者が正当な争議行為をしたことを理由としてその労働者を解雇しその他これらに對して不利益な取扱をすること。

第三章労働協約のうち原案第十六條中「待遇に關する基準」の次に「その労働協約によつて基準決定のために設けられた機関があるときは、その決定した基準を含む」以下同じ、を挿入する。

第四章労働委員会の原案二十四條、これは公益委員のみで行う権限であり、即ち但書を削除、これは五條の修正に關連して届出するように改めることとあります。この法律施行の際、現に有する労働協約であつて、第十八條第二項の規定に違反する條項を含んだものについては、その條項を除いた部分とその労働協約の有効期間中効力を繼續するものとす。

大体以上の修正案を持つておつたのであります。その修正案について極く大まかに二、三の点について尙補足したいと思つております。補足意見を申述べる前にこの法案の改正手続についてであります。我々は労働省が試験案が発表された際に、この非民主的な改正試験案に對して反対の意を表したのであります。労働関係規制の重大性

に鑑みて、民主的労働審議會を設置して、各階級の意見を公正に反映させるべきだと主張して、今回の改正案が、試験案の一部の改正の形式が、全般に亘つての改正形式に変更されておりますので、現行法に對する全部の修正の形式をとつて見る点から見ても、改めて労働審議會なるものを詳細に内容手続がなされるべきことを主張したのであります。然るに政府は今回の最後案を出すに際しまして、飽くまで秘密主義をとつてその意見さえも発表しなかつたのであります。これは飽くまで官僚獨善主義の現われであつて、こういう手続の仕方というものに對して、私は先ず賛成しかねるのであります。反對いたしますのであります。と申しながら、或る一部の立場の人達のように、無批判的に改正の要なしとして我々は反對いたしておるのではないのであります。改正の必要な要点は認めまして、我々は賛成すべきものには賛成し反對すべきものには修正する態度を最初からとつたのであります。試験発表後の我々の行動、並びに最後案をいよゝゝ示されるに當つての我々の行動及び國會内における我々の態度といふものは、始終一貫その態度をこつたわけでありました。そして衆議院におきまして我々は修正箇所における我々の立場から働きをいたしたのであります。修正された以外に我々の意見といふものをいられなかつた、その修正意見に對する最後の最低の修正意見とし

て、今日参議院においての修正案を我々は持つて現在申上げましたような意見を、我々は通したいと思つたのであります。そういうような立場から先ず我々の立場をもう少し詳細に亘つて申上げます。先ず第一條における目的の一項であります。現行法の規定は簡潔にして要を得ているに反して、改正案は非常に説明的で曖昧であります。この間から討論中に見られたことによつても、明らかでないに当然示されるべき條項が示されていないのであります。即ち憲法二十八條で完全に保障されている、労働者の團結権、罷業権、争議権、これらのものを保障するに對しての表明が非常に曖昧であるのであります。我々は飽くまでこの一條においては現行法を主張して止まないものであります。尙第二項に今一つ附け加えたる但書の暴力行為云々に至つては、この項の不当に濫用される虞れは、これは明白なのでございます。かかる規定の存続は絶対に私は反対いたしますのであります。故に第一條においては現行法を支持したのであります。第二條においては意見として詳しく述べましたので省きまして、第五條いわゆる労働組合の現行法における届出制を認可制にしたことなのであります。最初の試案が出たときに我々はこれに對する反対意見を申述べていろいろ運動した結果、この試案と改正案とを比べますと、例えば都道府縣の長が規約変更その他の勧告の権限を有し、労働委員会の権限は資格判定ができると非常に曖昧であつたのが、この改正案では労働組合は、労働委員に証拠を提出して組合法の規定に適合することと立証しなければ有資格者たるを得ないといふように、幾分かの改正はいい方に行われておるのであります。併しながら飽くまでこの今度の労働組合の成立に對する、手続に對する方法といふものは、従来の届出制を完全に認可主義の制度にしておるばかりでなくして、尙内容に亘つては組合の記載事項を細かにまでタツチし、全然その内容に至つては、会計検査院に對するような、職業的検査院の会計検査を必要とするように、非常に組合内部まで干渉的な行き方を進めておられるのであります。我々は飽くまで第五條からの認可主義的の行き方に對しては反対し、飽くまで現行法の届出制を取られんことを我々は主張するのであります。それからちよつと飛びまして、第十五條の有効期間並びに存続期間の制定で、労働協約内における協約でありますが、まあ有効期間とか、存続期間の制限はいいといふたしましても、それ以外にこの法によつて触れておるところの例えは專屬者の問題、いわゆる専従員の問題であります。こうした問題における従来の労働協約によつて、我々が獲得されている條件について、は、この年限と期間以外のことに關する以外においては、当然その有効期間、現在締結されておる労働協約の有効期間内には当然認めて行くべきだと思ひます。これに對して深入りするといふことは如何にも干渉甚だしいと思ひます。この点についてはこうした修正意見を持つものなのであります。次に労働関係調整法の改正案に對してであります。これも僅かな簡單なことではあります。第十一條に新たに加えました一項を削除する我々は修正意見を持つておるのであります。即ち労働委員会の委員は斡旋員候補者であることができないといふことであります。これはもう説明を要するまでもない、斡旋と調整との非常な関連性を政府は明確にするためだといふことではあります。これは非常にデリケートな問題があるのであります。労働委員が斡旋員になれないといふことは、却つて私はスムーズに行く斡旋なり調停のこの事件等が、却つて阻害を來たすのだといふ立場から、こうした修正意見を持つておるわけなのであります。我々はこれに對する多くの意見を持つております。我々は以上の最低の修正意見を示して、その修正意見の立場から、我々は今日の情勢において相容れない原案に對しては反対いたしますのであります。

○田村文吉君 緑風会を代表して簡単に両案に賛成の理由を述べたいと思ひます。この度提案されました労働組合法及び労働関係調整法の改正案は、労働組合の民主性並びに自主性に対する規制を使用者側の不正労働行為の取締及び労働委員会、特に在來の中立委員の権限の拡大等、これを終戦直後で上つた旧法に比べて、若干でも整頓改善を示したものであるとして賛意を表する次第であります。ただこの改正が労資間の権利義務を明らかにせんとする、いわゆる取締及び規正の末梢に流れ、やもすれば欧米組合法の模倣を整備するに過ぎなかつた点において、大いに失望を感じざるを得なかつたのであります。なぜならば日本には日本特殊の憲法にふさわしい、又窮迫した日本の現状に適合した組合法であり、労働法の現行に適合した労働基準法でなければならぬ。將又労働基準法でなければならぬ管であります。日本は昭和二十二年

五月三日を以ちまして、その憲法において、「日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」「旨を世界に宣言し、且つ実行に移したのであります。思ひに眞に万邦の平和を冀う眞の平和國家は、國內においても眞に平和を愛好する國民の一人一人によつて構成せられるものでなければなりません。

つら／＼終戦後の國內の情勢を見ますに、民主主義と階級闘争を混同し、組織労働者を駆つて陰に陽に連繋せしめて、階級闘争を宣言し、勢の赴くところ、政治的闘争にまで展開して、大衆の幸福と、社會の平和を蹂躪するがごときは、かの昔清盛入道が、下に鎧を着て上に法衣を纏うものと、何の異なるところがありません。ストライキその他の争議行為は、いわゆる武力の行使であります。國際間の紛争の解決として武力の行使を禁じた日本が、なぜに國內の労働争議に、これら武力の行使を廃止することを考へなかつたのであるか。

次に日本は未だ貧窮のどん底にあり。恥かしながら未だ外國の援助を受けているのであります。せめて人並の生活に達するためには、尙十年を忍ばねばならぬと思ひます。この際こそ、労働者の良識を發揮し紛争の平和的解決に徹底して、産業平和を固守し、生産の増強、經濟の興隆に寄與すべきであるのであります。以上の二点が日本として富有な、而も武力を捨て切れない欧米と根本的に相違する点であります。労働立法、殊に新憲法実施後、最初の根本法の改正に當りましては、この点に十分の認識を持ちまして、飛躍的に獨創的に日本の労働立法こそ、世界のバイオニアたる誇りと抱負を以て、出發して貰いたかつたのであります。過去三年間のいわゆる争議行為のために、労働者、経営者とも、どれだけ多数の人が無益に精力と富を消費したことか、又どんなに生産復興を阻害したことか、計り知ることができないのであります。將又少数の英雄がでさうした反面、いかに多数の有為な青年がその前途を誤つたことであらう。刑法上の起訴を受けた者だけでも、三百人になん／＼としてゐるのであります。眞に戦慄と同情を禁ずる能はざる次第であります。私は民主的な健全な労働組合の発達を希ひます。又對等にして秩序的な團體交渉の運行も衷心から冀うところであります。併しその如何なる場合でも武器を取り、戦端を開かしてはならぬのであります。公正にして、労使の心服を得る公益委員の選任及びその位置の安定を図り、労使間の紛争の纏まらないものは最後に仲裁によつて、必ず終結することにすれば、不祥なる武力の行使はなくて済み、この間生産を停止したり、業務を休止したりする必要もなくなるのであります。折角今度の組合法、労働法の改正に當りまして、これらの点が採り上げられなかつたといふことは、労使双方のため、又國民のため遺憾に存するところであり、客觀情勢の機運熟せざるためとあきら

「この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出すること、その他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、團結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。」という一層問題を具体化し明確化するためと言いながら、こういうふうな曖昧にすることは、やはりさつぱりした氣持で問題を進めようとする人間の採らないことであつて、このことも組合弱体化を目的とするということが明らかです。

それから一方では労働者陣営の分裂を策している。労働者というのはかくのごときものであると基本を規定しておきながら、守衛は労働組合に入れないとか、タイピストはそこから除いてしまふというようなことを、勝手にやつてゐる。専従者の給與の問題はすでに明らか問題です。日本の労働者が闘争によつて獲得したものを、それを資本家側が経済的に援助するのだというように、鷹を鳥と言いくるめようとしてゐる。

更に問題を労働委員会の問題にすれば、政府は労働委員会というものを政府の行政機関の中に組入れて、これを役人化せうとしてゐる。そうしてこの役人化された労働委員会を使つて、組合を許可するとか認可するとか、まるで警察が或る種の營業を取扱うようなやり方に持つて行こうとしてゐる。このことは公益委員の方で取扱う裁判的

の問題を全く天降りに挿入したことによく現れてゐる。何故公益委員のみがあれを取扱わなければならないかという法律哲學上の問題は全然説明されない。政府がそうやりたからこれは天降りに挿入するのだというこゝとなつてゐる。こういうことはすべて一方からいふと、憲法及び十六原則に保障されてゐるところの労働者の争議権、ストライキ権の否認の立場に立つてゐる。このことは本會議で労働大臣自身も言明してあります。このストライキ、特に政治的ストライキ、同情ストライキ等々の否認ということとは、資本家の中でも特殊な性質を持つてゐる渡邊鐵藏氏なんか公聴会で述べていることと客觀的に一致してゐる。そしてそういうストライキの立場に立つて、ストライキに關して、一方ではストライキを否認するものではないと言ひながら、ストライキ開始は實質上妨害されるごときところへ例の無記名投票を上から下まで國全体に亘つて強行しようというところで、實質的にこれを妨げようとしてゐる。こういうことは衆議院參議院兩方の公聴会、それからそれ前に全國のブロックで開かれた公聴会における労働者側の意見を一つも取上げてないというところを裏書してあります。特に今度の改正に關して特徴的なことは、さつきにも触れた暴力規定を挿入して、この暴力という言葉を組合の活動を取締らう、彈圧しようとしてゐるところに現れてゐる。政府自身の言葉によつても、それから我々の言葉によつても、民自党その他の資本家的立場にある人々の言葉によつても、労働組合の活動において暴力の問題が次第に減つてゐるということとは

皆一致して認めてゐる。而も一致して認めてゐるものを無理に暴力規定を挿入しようとし、他方では同じくもうそんなことは消えてなくなつてゐるところの門地とか、身分によつて組合が組合員を差別してはならないというようなことを無理に生かそうとしてゐる。一方では戦後三年乃至四年の経験に則して實地に合せて法律を改めると言つておきながら、實地に合わないやうに改めようとしてゐる。この暴力の問題については特に我々はこの暴力の問題を説き及ぼさなければならぬ。形の上の暴力というものが問題なんではない、それがどういふ歴史的な方向をとつてゐるかというのを我々ははつきり認めなくてはならぬ。アメリカが独立する際には明らかに暴力の上に立つたけれども、これは歴史的法則に立つてアメリカの國の發展の方向に立つておつたからこれは正しかつた。こういう場合によく公共の福祉というのを振かざしてこれを鎮壓しようとするのだけれども、この公共の福祉というのを看板にしてこれを抑えようとするやういう行き方程、そういうことをしようとするものの性質を明らかにするものはない。パリーコミューンとききにテイニール政府は、國をプロシヤ軍に賣つて置いて、そうして公共の福祉という布れでパリーコミューンに対して大砲を向けた。大抵日本においては終戦後隠匿物資の摘発とか、或いは悪い資本家に対する労働者側の闘争というやうなもの、それまでの日本の警察の行き方によれば暴力的行為であると認められるやうな現象を伴つたといふことは、これは或る意味で自然であつて、若しそうでなかつたならば、そ

の後政府が法律を出してまで、この隠匿物資の摘発ということに國家として乗出すやうなことはなかつたでしよう。我々は個々の暴力の発現形態を捉えるのではなくて、それがどういふ事情によつて発現して來たかということをつかへたと、初めて暴力的な形に問題を爆發しないやうに自然に、眞直にことを運ぶことができる。これこそ政治的にこの種の問題を扱わねばならぬ基本態度であるのに、その逆をやつてゐる。このことは民自党が統一ある政府であるならば、他の法律、或いは法律案との關係においても見られなければならぬ……

○委員長(山田節男) すでに二分超の遅延の問題、或いは非常に目立つた財界追放者の解除の問題、こういうものゝ結付けて、この労働組合法の改正案及び労働法の一部改正の問題が出たことは非常に意味がある。それだからこゝういふ事態に面して日本の全労働者が反対してゐるというところは正しいのであつて、我々はこゝの改悪案に反対するすべての人々と共に以上のような理由を、理由の一部として反対するものであります。

○中野重治君 首切法その他國家支拂の遲延の問題、或いは非常に目立つた財界追放者の解除の問題、こういうものゝ結付けて、この労働組合法の改正案及び労働法の一部改正の問題が出たことは非常に意味がある。それだからこゝういふ事態に面して日本の全労働者が反対してゐるというところは正しいのであつて、我々はこゝの改悪案に反対するすべての人々と共に以上のような理由を、理由の一部として反対するものであります。

○一松政二君 私は參議院における民自由党を代表いたしまして、この二つの法案に賛成いたすものであります。いふ／＼反対及び賛成の議論を伺いましたのであります。凡そ法律はその國の輿情を無視して制定されても、それは結局施行することがむづかしい、或は／＼な弊害が起る。終戦後にまだ日本の國民或いは國家の狀態が安定せざる前に一つの理想的の労働組合法として私は現行法案が出されたと思ふのであります。その法案の趣旨に従つて法案の理想とするところを、或いは日本の國民、或いは國家、或いはその労働者、或いはそれを指導する方々が、その法の目的通りに、理想通りに行動が取られておつたならば、敢て改正の必要を認めるようにはならなかつたであらうと思ふのであります。日本の労働組合、或いは労働運動はまだ始まつて以來三四十年の経過しか見ていないと私は思ふのであります。欧米における労働運動は百年以上の歴史を経ておると思ひますし、又國民性としても重大な性格上の相違或いは慣習上の相違もありまして、徒らに欧米流の權利義務の思想に根差した理想的な法案を日本國民のまだ民主化途上にあり、民主化を称えて幾年にもならないものに、そういう法律の勵行を求めても各種のところにその國民性と一致せず、或いは日本の置かれてゐる國際的な地位、或いは經濟上の諸制約から輿情に即しないものが多々できて來たことは皆さん御承知の通りであります。それで政府におかれましては今回この組合法案の改正案を出され、或いは労働法の改正案を出されたといふことは、過去の実績に徴して私は當然なすべきものをなされたと思ひます。アメリカにおきまして、いふ／＼労働運動の過去の歴史によつて、そこに労働者の權利を伸張するために作つた法律が、却つて逆効果を示してこれを制限規定に持つて行つたといふことは歴史の示すところでありまして、現在皆さん御承知の通りタフト・ハート

レー法案につきましても、アメリカが現在大統領はこれをリビールするとい

たします。

〔起立者多数〕

○委員長(山田節男君) 多数でございます。よつて本法案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。尙本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において、本案の内容、本委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨並びに表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 御異議ないと認めます。次に本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とせられた方は、順次御署名をお願いいたします。

○委員長(山田節男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(山田節男君) 外に御発言ございませんか……他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に移ります。先ず労働組合法案につきまして、衆議院送付原案通り可決することに御異議ない方の御起立をお願いいたします。

〔起立者多数〕

○委員長(山田節男君) 多数であります。よつて本法案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(山田節男君) 次に労働関係調整法の一部を改正する法律案につきまして、衆議院送付案通り可決することに御異議ない方の御起立をお願いいたします。

委員

早川 慎一君

原 虎一君

村尾 重雄君

岡田喜久治君

田口政五郎君

門屋 盛一君

竹下 豊次君

波多野林一君

田村 文吉君

中野 重治君

千葉 信君

委員外議員

藤野 繁雄君

佐々木鹿藏君

國務大臣

鈴木 正文君

労働大臣

宿谷 榮一君

労働政務次官

賀來才二郎君

労働事務官

(労政局長)

多数意見者署名

門屋 盛一

岡田喜久治

平野善治郎

早川 慎一

竹下 豊次

○委員長(山田節男君) 署名漏れはありませんか。署名漏れはないものと認めます。これを以ちまして今日の労働委員会は散会いたします。

午前十一時五十四分散会

出席者は左の通り。

委員長

山田 節男君

理事

一松 政二君

平野善治郎君

昭和二十四年六月十五日印刷

昭和二十四年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局